

完了検査手数料の考え方

省エネ基準への適合検査が必要な建築物（工場、倉庫等を除く。）の場合は、表1の手数料に表2の手数料を加算します。

表1	a：床面積の合計（㎡）	完了検査（基本額）	
		中間検査なし	中間検査あり
完了検査 基本額	$a \leq 100$	15,910	15,910
	$100 < a \leq 200$	23,370	22,300
	$200 < a \leq 500$	35,070	34,020
	$500 < a \leq 1,000$	57,410	54,200
	$1,000 < a \leq 2,000$	78,740	74,500
	$2,000 < a \leq 10,000$	164,860	158,480
	$10,000 < a \leq 50,000$	281,750	274,330
	$50,000 < a$	480,880	475,580



表2	a：床面積の合計（㎡）		手数料
	戸建	—	
完了検査 加算額	共同住宅等	$a < 300$	9,600
		$300 \leq a < 2,000$	20,580
		$2,000 \leq a < 5,000$	45,970
		$5,000 \leq a$	82,340
	非住宅建築物 ※工場、倉庫等は加算しない	$a < 300$	9,600
		$300 \leq a < 1,000$	16,810
		$1,000 \leq a < 2,000$	27,440
		$2,000 \leq a < 5,000$	82,340
		$5,000 \leq a < 10,000$	130,370
		$10,000 \leq a < 25,000$	164,680
		$25,000 \leq a$	205,850

※表1の床面積の考え方

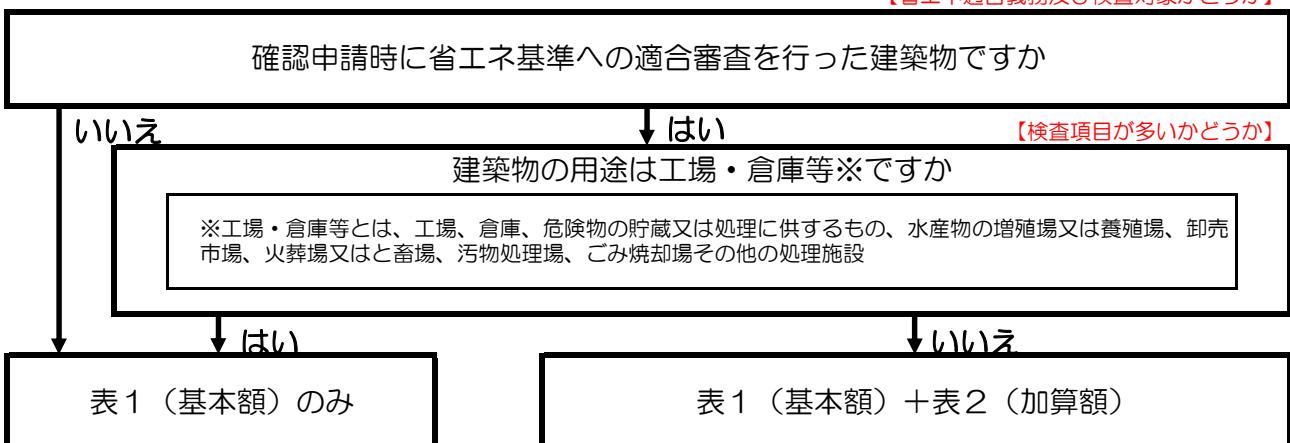
- 建築基準法施行令第2条第1項第三号に規定する床面積
- 新築、増築または改築する場合は、当該建築物に係る部分の床面積
- 移転、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一の面積について算定

※表2の床面積等の考え方

- 建築物省エネ法施行令第3条に規定する床面積
- 新築、増築または改築する場合は、当該建築物に係る部分の床面積
- 共同住宅等に共用部分がある場合で、エネルギー消費量の算定に共用部分を含めていない場合は当該共用部分の面積は床面積から除く
- 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
- 工場、倉庫等とは、工場、倉庫、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 複合建築物の場合は、共同住宅等及び非住宅建築物の面積に応じた手数料の合計額を加算する

【基本額への加算要否判断フロー】

【省エネ適合義務及び検査対象かどうか】



【手数料の算定例】

※下記の基本額は全て「中間検査なし」の場合を想定

1 表1（基本額）のみで算定

（1）新築：省エネ基準適合義務対象外 又は 検査対象外

＜敷地＞	省エネ 検査対象外	省エネ 検査対象外
義務 対象外 車庫 20㎡	母屋 平家 130㎡	離れ 平家 70㎡

※母屋及び離れは新三号建築物（建築士による設計）のため
省エネ検査対象外

車庫（20㎡）＋母屋（130㎡）＋離れ（70㎡）＝220㎡

手数料は 表1より **35,070円**

（2）新築：工場・倉庫等

敷地
工場・倉庫等 1,500㎡

※工場・倉庫等は省エネ検査項目が少ないため加算しない

手数料は 表1より **78,740円**

（3）増築：省エネ基準適合検査対象外

敷地	省エネ 検査対象外
既存戸建 平家 100㎡	増築 平家 70㎡

※増築後の建築物は新三号建築物（建築士による設計）のため
省エネ検査対象外

※表1のみで算定 増築部分の70㎡が対象

手数料は 表1より **15,910円**

（4）大規模の修繕・模様替：省エネ基準適合義務対象外

敷地
大規模の修繕・模様替 既存戸建 2階建 130㎡

※大規模の修繕・模様替は省エネ基準適合義務対象外

大規模の修繕・模様替に係る1/2の面積が対象

$130㎡ \div 2 = 65㎡$

手数料は 表1より **15,910円**

2 表1（基本額）＋表2（加算額）で算定

（1）新築：一戸建ての住宅

敷地	仕様基準	仕様基準
省エネ 義務 対象外 車庫 20㎡	母屋 2階建 130㎡	離れ 2階建 70㎡

表1より 35,070円

※表2の一戸建ての住宅の加算額は面積によらず一律

表2は一戸建ての住宅 4,800円（棟毎ではなく申請単位）

手数料は 35,070円＋4,800円＝**39,870円**

＜敷地＞	省エネ適判	
省エネ義務対象外	通知書等	仕様基準
車庫	母屋	離れ
20㎡	2階建	2階建
	130㎡	70㎡

表1より 35,070円

※表2は確認申請時の評価方法によらない

表2は一戸建ての住宅 4,800円

手数料は 35,070円＋4,800円＝**39,870円**

（2）新築：共同住宅等

敷地	住戸部分は仕様基準
省エネ 義務 対象外 常温 倉庫 100 ㎡	うち住戸部分 1,800㎡ 共同住宅 2,100㎡ うち共用部分 300㎡ 共用部分は評価しない

表1は常温倉庫（100㎡）＋共同住宅（2,100㎡）
＝2,200㎡が対象

表1より 164,860円

※表2について、確認申請時に共用部分を評価しなかった場合
は当該面積を除く

表2は住戸部分（1,800㎡）のみが対象となり 20,580円

手数料は 164,860円＋20,580円＝**185,440円**



表1より 164,860円

※表2について、確認申請時に共用部分を評価した場合は当該面積を含む

表2は共同住宅全体（2,100㎡）が対象となり 45,970円
手数料は 164,860円+45,970円=210,830円

(3) 非住宅建築物



表1は常温倉庫（100㎡）+店舗（2,000㎡）=2,100㎡

表1より 164,860円

表2について、店舗（2,000㎡）のみが対象 82,340円

手数料は 164,860円+82,340円=247,200円

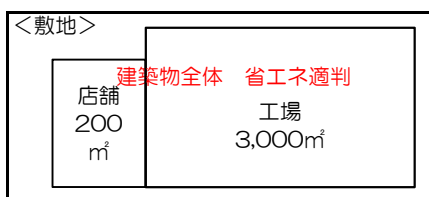


表1は店舗（200㎡）+工場（3,000㎡）=3,200㎡

表1より 164,860円

表2について、工場は省エネ検査項目が少ないため加算しないため店舗（200㎡）のみが対象 9,600円

手数料は 164,860円+9,600円=174,460円

(4) 新築：複合建築物

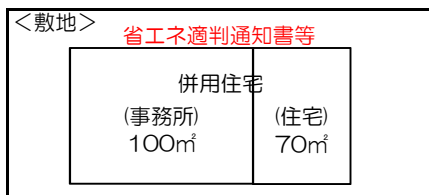


表1は事務所（100㎡）+住宅（70㎡）=170㎡

表1より 23,370円

※併用住宅の住宅部分は表2の共同住宅等の手数料

表2は 共同住宅等：住宅部分（70㎡） 96,00円

非住宅建築物：事務所（100㎡） 9,600円

手数料は 23,370円+9,600円+9,600円=42,570円

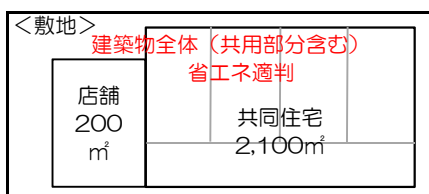


表1は店舗（200㎡）+共同住宅（2,100㎡）=2,300㎡

表1より 164,860円

表2は 共同住宅等：共同住宅（2,100㎡） 45,970円

非住宅建築物：店舗（200㎡） 9,600円

手数料は 164,860円+45,970円+9,600円
=220,430円

(5) 増築



※増築後の建築物は新二号建築物のため省エネ検査対象

※表1は増築部分の70㎡が対象

表1より 15,910円

表2は一戸建ての住宅 4,800円

手数料は 15,910円+4,800円=20,710円